

公共下水道の施設に関する工事等承認申請添付書類について

生駒市 下水道課

以下の書類を添付し、部数は正副2部作成のうえ下水道課に提出してください

1 申請書

正副2部提出のこと。

2 公共下水道等の施設に関する書類

公共柵はフリーインバート柵または三方流入柵（90° WYR）の種別を明記する
本管の延長は、人孔の中心間の水平距離を記入
取付管の延長は、本管中心と公共柵中心との水平距離を記入する
人孔に直接接続する場合は、公共柵中心と人孔外壁までの水平距離を記入

3 委任状

様式は任意。

4 位置図

申請箇所（施工箇所及び汚水排水宅地）を着色する

5 公図

排水施設の埋設部分と宅地部分を添付。申請箇所を着色する

6 全部事項証明書（土地謄本）

副本はコピー可。排水施設の埋設部分と宅地部分を添付。公道部分は不要

7 所有者その他権利書の同意書

全部事項証明書（土地謄本）により申請前に確認すること。所有権等が申請者と相違する場合、または権利者が複数の場合に必要。様式は任意

8 現況平面図

工事施工前の状況が分かる平面図を添付

9 排水計画平面図

宅地、排水計画、地下埋設物状況（調査結果）記入する。布設する物件の寸法を適宜記入する

掘削箇所の道路カッター切り線を記入。本管接続の場合は継ぎ手が出ることもあるので本管を1m以上露出させることを図面に記入する

10 構造物詳細図

公共柵設置計画図、取付管設置計画図、砂基礎断面図、その他指示図面を添付する。地下埋設物状況を記入する

人孔を設置する場合は、個々の人孔について、割付図又は割付表及びインバート平面図を添付する

管種、部材種類、管径、品番等（JSWAS K-1等）を明記する

「生駒市排水施設基準」等各基準に準拠した設計とすること

11 排水管縦断面図

本管を布設する場合に添付する

12 雨水及び汚水の流量計算書

本管を布設する場合及び集合住宅、事業所等流量が多くなると見込まれる場合には必ず添付。その他、係員が必要であると指示した場合に添付する

「生駒市排水施設基準」により流量計算を行うこと。開発行為の場合は、「開発許可要綱制度等に関する審査基準（平成15年11月奈良県土木部建築課）」も参照のうえ計算すること

13 宅内排水設備図面

設置する公共柵の深さで排水設備の勾配及び土被りが確保できるか確認できるよう検討したことが判る図面を添付すること。

「生駒市下水道条例」、「生駒市下水道条例施行規則」に準拠した設計を行うこと

14 境界確定図

官民境界明示図面の写し等官民境界が判る図面を添付する

明示がない場合は、道路管理図の写し、道路幅員証明等を添付する

（交付窓口：市役所2階管理課）

15 その他指示書類

必要に応じて、上記以外の参考となる書類の添付を求め場合があります